

野洲市地域防災計画修正の概要

1. 趣旨

野洲市地域防災計画について、前計画が修正された平成 25 年 7 月以降の関係法令の改正、国・県・市の動向等を踏まえた修正を行った。

2. 修正方針

- ① 前回修正以降の災害による課題・教訓等の本計画へ反映
- ② 改正された関係法令・上位計画等の本計画への反映
- ③ 市、国、県及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の反映
- ④ 庁内各部署における現行地域防災計画に対する課題を抽出し、本計画への反映

3. 修正の概要

(1) 計画構成変更

現行の地域防災計画は、本編、原子力対策編、資料編で構成としているが、新地域防災計画は、上位計画である滋賀県地域防災計画と同様に、災害別に完結した 4 部構成とした。

(2) 法改正に伴った修正

● 「①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進」に関する事項の修正

- 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

● 「③水害（洪水・内水）対策の強化」に関する事項の修正

- 想定し得る最大規模の洪水・内水への対策の強化
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の追加
- 適切な避難行動を促す情報伝達
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

(3) 県の動向に関連した修正

● 「⑨ 地震被害想定の見直し」に関する事項の修正

- 地震被害想定及び避難所受入人数の見直し
- 備蓄食料及び生活必需品の整備目標の見直し

(4) 平成 26 年 7 月に改訂した野洲市災害時要援護者避難支援計画と関連して「⑦災害時要援護者（避難行動要支援者）等の要配慮者への支援体制の強化」に関する事項の修正

- 災害時要援護者（避難行動要支援者名簿）名簿の適切な管理
- 社会福祉施設等における防災対策計画や、計画に基づく避難訓練の実施の促進

(5) ⑭市内各部署から収集した現行地域防災計画に対する課題による修正

- 市内各施設の名称修正
- 指定避難所の収容可能人数の見直し
- 福祉避難室の設置基準の見直し
- 災害別の構成変更に伴い、複合災害への対応を追加
- 水防計画との整合を図り、風水害時の配備基準及び配備体制を明記
- 帰宅困難者の対応の見直し